（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号の五様式（第二十六条関係）	第十二号の五様式（第二十六条関係）
（略）	（略）
国際大気汚染防止証書の追補	国際大気汚染防止証書の追補
SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE	SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
(IAPP証書)	(IAPP証書)
(IAPP CERTIFICATE)	(IAPP CERTIFICATE)
（略）	（略）
2.3.5　第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、低引火点燃料又はガス燃料用の燃料供給装置には適用されない。	2.3.5　第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。
In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system used for a low-flashpoint fuel or a gas fuel. . . . . □	In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship. . . . . □
（略）	（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	**別表第一**（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
（略）	（略）
第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十七条の四第一項、第三項及び第四項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含